

燃料油価格の抑制と地方経済の回復を求める意見書

新型コロナウイルスのワクチン接種が進み、世界的に経済活動が再開したことで原油の需要が増加した一方、石油輸出国機構（OPEC）と非加盟国の主要産油国からなるOPECプラスは、一定の増産措置は行ってきたものの、追加増産を見送ったために供給が追いつかず、価格の高騰に拍車がかかっています。

そのような中、日本政府は数日分の石油備蓄放出を実行し、各国と協調姿勢をとることで原油価格の上昇を一定程度抑えると共に、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、原油価格高騰が、コロナ下からの経済回復の足かせになる事態を防ぐための激変緩和措置として、燃料油の元売事業者に補助を行うことで、小売価格を抑え消費者の負担を軽減することとしています。

しかしながら、原油価格は産油量の増減に影響されること、またロシアのウクライナへの軍事侵攻や欧米などによる対ロシアへの経済制裁の影響を受け、燃料油の小売価格を十分に抑えられていない状況にあり、このことから国民に広くいきわたる柔軟な支援の拡充が求められます。

よって、国におかれましては、燃料油価格の高騰を抑制するための時限的・緊急避難的な対策にとどまらず、地域の実情に応じた柔軟かつ大胆な対策を講じられるよう、下記事項について強く要望します。

記

- 1 原油価格の高騰が、消費者の生活に大きな影響を与えていることから、燃料小売価格の高騰を抑制するための時限的・緊急避難的対策にとどまらず、消費者の負担軽減を直接的に支援する対策を早急に講じること。
- 2 輸送コスト等により燃料油価格の地域間格差が顕著である実態に鑑みて、地域の実情に合わせた特例処置を行うこと。
- 3 原油価格の高騰により地域経済に大きな打撃を与えかねないことから、激変緩和事業のみならず、トリガー条項の凍結解除の検討など、地方経済再興のための対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年3月15日